

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

■ 今回の地震に係る義援金等に関する税務上の取扱い

Q 今回の地震でいろいろな団体が**義援金**の募集をしております。**個人もしくは法人が支出**した場合、支出した相手先で**税務上の取り扱い**は変わのでしょうか？また、義援金を銀行振り込みで支出した場合、領収書等は特にありませんが**どのような書類を保管しておくべき**でしょうか？

解説

1. 寄付金の税務上の原則的取り扱い

寄付金の種類によって、税務上の取り扱いは下記のように異なります。

寄附者	寄付金の種類	税務上の取扱い
個人	特定寄附金 (=特定)	寄附金控除の対象
法人	国等に対する寄附金 (=国等)	全額損金算入
	指定寄附金 (=指定)	
	特定公益増進法人に対する寄附金 (=公益) 一般の寄附金 (=一般)	損金算入限度額有り

2. 支払先の寄附金がどの寄附金に該当するか？

支出先	法人	個人	支出先	法人	個人
県の災害対策本部	国等	特定	認定NPO法人	公益	特定
日本赤十字社の大震災義援金専用口座	国等	特定	公益社団法人・公益財団法人	公益	特定
日本赤十字社の一般口座で一定のもの	公益	特定	認定NPO法人以外	一般	寄附金控除の対象外
中央共同募金会	国等・指定	特定	最終的に国等に拠出されるもの ()	国等	特定

() 新聞社、テレビ局等の義援金はここに該当します。

3. 寄付したことを証する書類

個人・法人とも、申告の際には下記の書類が必要です。

受領証・預り証・郵便振替で支払った場合の半券(受領証)・銀行振込で支払った場合の振込票の控え

要するに...

今回の大地震で義援金などの寄付をした場合、最終的に国や地方公共団体、日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」、共同募金会の「被災者の生活再建のための義援金」、新聞・放送等の報道機関に対して寄付したものは、個人は寄附金控除、法人ならば全額損金算入の取り扱いを受けます。ただし、振込票などの証憑書類を保管もしくは申告書に添付する必要がありますので、大切にしておきましょう。